

所定疾患施設療養費の算定状況について

【算定条件】

- ・ 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する10日間を限度とし、月1回に限り算定するものであって、1月に連続しない1日を10回算定することは認められないものであること。
- ・ 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することは認められないものであること。
- ・ 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りであること。
 - イ 肺炎（検査を実施した場合に限る）
 - ロ 尿路感染症（検査を実施した場合に限る）
 - ハ 帯状疱疹
 - ニ 蜂窩織炎
- ・ 算定する場合にあつては、診断名、診断をおこなった日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
- ・ 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
- ・ 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

●令和5年度に算定した所定疾患施設療養費の状況を公表します。

令和5年11月

疾患	件数	治療日数	検査内容	治療	投薬内容
尿路感染症	1	5	検尿・採血	投薬	カロナール レボフロキサシ

令和4年12月

疾患	件数	治療日数	検査内容	治療	投薬内容
尿路感染症	1	5	採血	投薬	レボフロキサシ

令和6年1月

疾患	件数	治療日数	検査内容	治療	投薬内容
尿路感染症	1	6	検尿・採血	投薬 点滴	カロナール錠200mg オーグメンチン
尿路感染症	1	7	検尿・採血	投薬	カロナール ケフレックス顆粒

令和6年2月

疾患	件数	治療日数	検査内容	治療	投薬内容
尿路感染症	1	7	検尿・採血 心電図 胸X P・C T	投薬	レボフロ フェキソフェナジン
帯状疱疹	1	6		投薬	ビタラビン軟膏

令和6年3月

疾患	件数	治療日数	検査内容	治療	投薬内容
帯状疱疹	1	7	採血	投薬	バラシクロビル錠